

審 査 基 準

平成9年6月10日作成

法 令 名： 示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例
根 拠 条 文： 第1条
処 分 の 概 要： 示威行進又は示威運動の許可
原権者（委任先）： 福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 第2条、第3条、第4条第1項
審 査 基 準： 示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動の実施が、時間、場所、又は方法等により、次の各号のいずれかに該当するため、公共の安全を危険ならしめるような事態を惹起することが明瞭であると認められる場合のほかは、これを許可するものとする。 (1) 交通頻繁な道路において、交通が著しく混乱することが明らかであるとき。 (2) 県議会又は市町村議会の審議、裁判所の裁判権の行使その他官公庁等の事務が著しく阻害されることが明らかであるとき。 (3) 人の生命、身体に危険が及び、財産に対する重大な損害が発生し、又は平穏かつ正常な社会生活が著しく乱されることが明らかであるとき。
標 準 処 理 期 間：
申 請 先： 開催地を管轄する警察署警備課（係）
問 い 合 わ せ 先： 警察署警備課（係）
備 考：

審 査 基 準

平成9年6月10日作成

法 令 名：	遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例
根 拠 条 文：	第19条第1項
処 分 の 概 要：	催物開催の許可
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例 第19条第2項、第3項、第4項 遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例施行 規則第10条
審 査 基 準：	<p>許可の申請を受理した公安委員会は、当該申請に係る催物が次の1又は2のいずれかに該当するときは、許可をしなければならない。</p> <p>1 申請に係る催物を開催しようとする水域における遊泳者及び船舶の安全に支障を及ぼすおそれがない認められるとき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>次の2つの基準をいずれも満たす場合をいう。</p><p>(1) 遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例及び同施行規則に違反するものでないこと。</p><p>(2) その他当該水域における遊泳者及び船舶の安全に支障を及ぼさないと認められるものであること。</p></div> <p>2 許可に付された条件に従って行われることにより、当該水域における遊泳者及び船舶の安全に支障を及ぼすおそれなくなると認められるとき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例第19条第4項の規定により付した条件を遵守すれば、上記1の2つの基準をいずれも満たす場合をいう。</p></div>
標 準 処 理 期 間：	10日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：	開催地を管轄する警察署地域課（係）
問 い 合 わ せ 先：	関係警察署地域課（係）
備 考：	

審 査 基 準

平成10年7月7日作成

法 令 名 : 福島県道路交通規則
根 拠 条 文 : 福島県道路交通規則第2条の3第1項
処 分 の 概 要 : 通行禁止除外指定車に対する標章の交付
原権者(委任先) : 福島県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 : 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 : 7日(行政庁の休日を除く。)
申 請 先 : 申請書は、申請者の住所地を管轄する警察署の交通課、係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 申請書を提出した警察署の交通課、係窓口にしてください。
備 考 :

審 査 基 準：

公安委員会は、福島県道路交通規則（昭和35年12月20日福島県公安委員会規則第14号）第2条の3第1項第1号定める交通規制の対象から除く除外指定車に該当するときは、通行禁止除外指定車の標章を交付するものとする。

なお、同規則第2条の3第1項1号に規定されている

「歩行困難な者」とは、下肢又は体幹機能並びに視覚の障害により、自力により歩行が困難なため、自動車を使用する必要がある者又はこれらの者を乗車させて自動車を使用する必要がある同居の家族等をいう。

例 両下肢機能の全廃、両下肢の大腿部を二分の一以上切断、両下肢の機能の著しい障害等の理由により歩行困難なもの。

視覚障害、体幹機能障害のため歩行困難なもの。（腎臓、心臓機能等の著しい障害者）

「公益の目的」とは、公共性、公益性の高いことが社会的に認知されているものをいう。

例 採血、巡回検診、レントゲン撮影等公共性、公益性の高い活動に従事するため通行する場合をいう。

「使用中の車両」とは、歩行困難な者が自ら運転し、かつ、通行する場合のほか、平素介護する家族又は介護者が運転する車両に乗車させ、かつ、通行する場合をいう。

審 査 基 準

平成10年7月7日作成

法 令 名 :	福島県道路交通規則
根 拠 条 文 :	福島県道路交通規則第2条の3第1項
処 分 の 概 要 :	駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定標章の交付
原権者(委任先) :	福島県公安委員会
法 令 の 定 め :	
審 査 基 準 :	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 :	7日(行政庁の休日を除く。)
申 請 先 :	申請書は、申請者の住所地を管轄する警察署の交通課、係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 :	申請書を提出した警察署の交通課、係窓口にしてください。
備 考 :	

審 査 基 準：

公安委員会は、福島県道路交通規則（「昭和35年12月20日福島県公安委員会規則第14号」）第2条の3第1項第2号定める交通規制の対象から除く除外指定車に該当するときは、駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の除外指定車標章を交付するものとする。

なお、同規則第2条の3第1項2号に規定されている

「歩行困難な者」とは、下肢又は体幹機能並びに視覚障害により、自力により歩行が困難なため、自動車を使用する必要がある者又はこれらの者を乗車させて自動車を使用する必要がある同居の家族等をいう。

例 両下肢機能の全廃、両下肢の大腿部を二分の一以上切断、両下肢の機能の著しい障害等の理由により歩行困難なもの。

視覚障害、体幹機能障害のため歩行困難なもの。（腎臓、心臓機能等の著しい障害者）

「公益の目的」とは、公共性、公益性の高いことが社会的に認知されているものをいう。

例 採血、巡回検診、レントゲン撮影等公共性、公益性の高い活動に従事するため通行する場合をいう。

「使用中の車両」とは、歩行困難な者が自ら運転し、かつ、通行する場合のほか、平素介護する家族又は介護者が運転する車両に乗車させ、かつ、通行する場合をいう。